

2 4 3 - 2 0 8 4

令和 5 年 2 月 7 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長

(公 印 省 略)

結核の集団発生に係る注意喚起について (依頼)

本県高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、今般、県内で当該感染症の集団発生事例の報告がありました。本県の結核は、患者数及び罹患率ともに年々減少しております。しかしながら、高齢者の罹患率は依然として高い状況にあり、令和 3 年宮崎県結核新規登録患者の約 8 割が 65 歳以上の高齢者です。特に 80 歳以上の高齢者の罹患率は全年齢層平均の約 5 倍であり、新規登録患者の 5 割以上を占めています。このため、結核の感染拡大を防止し、罹患率を低下させるためには、高齢者における結核発病患者の早期発見の方策を中心に、結核対策を一層効率的・効果的に進める必要があります。

つきましては、下記の内容を十分に御確認いただき、結核予防対策を徹底していただくようお願いいたします。

記

1 定期健康診断の実施及び報告

感染症法第 53 条により、下記施設及び自治体においては、下表のとおり、結核定期健康診断の実施及び保健所への報告が義務づけられています。該当する施設では、実施の徹底をお願いします。

実施義務者	対象者	実施時期・回数
養護老人ホーム	業務に従事する者	毎年度 1 回
特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	65 歳以上の入所者	65 歳に達する日の属する年度以降、 毎年度 1 回
市町村長	当該市町村に居住する 65 歳以上の者のうち 上記対象者以外の者	65 歳に達する日の属する年度以降、 毎年度 1 回

2 受診率向上に向けた啓発

(1) 結核定期健康診断

市町村長が実施する結核定期健康診断対象者に対しては、各施設・事業所において、各自治体からの健診案内や結核に関する啓発資料等を事業所や施設に掲示いただくなど、当該検査についての周知や受診案内に御協力いただくようお願いいたします。

特に各利用者の初回説明の際には、併せて啓発資料等を活用して情報提供を行っていただくなど、特段の配慮をお願いいたします。

(2) 早期発見に向けた啓発や受診勧奨時に伝えるべき要点

- ・結核健診は個人の健康のためだけではなく、早期発見によって家族や社会への感染を防ぎまん延を防止するという観点から特に重要であること。
- ・高齢者が結核発病の高リスク層であること。特に80歳以上の高齢者の罹患率は、全年齢層平均の約5倍であること。
- ・高齢者では自覚症状の訴えが乏しいこと等から、結核発病時に発見が遅れやすいこと。
- ・次のような症状がある場合には、早期に医療機関を受診すること。

- ① 2週間以上持続する、咳やたん・発熱（微熱）
- ② 寝汗、身体のだるさ、食欲がない、体重が減る
- ③ 血の混じった咳や胸痛

(3) 高齢者施設のための結核早期発見チェックリスト

県では、結核の早期発見のために、別添のとおりチェックリストを作成しております。施設・事業所における体制の確認、日々の健康チェックに御活用ください。

【参考】結核について（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、毎年結核の啓発ポスターが作成され、ホームページに掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansen-shou03/index.html

【問合せ先】

担 当：長寿介護課 施設介護担当・居宅介護担当

TEL：0985-26-7058

FAX：0985-26-7344